平成２９年（フ）第８３号
茨城県水戸市八幡町14番６号　末広荘103号
債務者　小林　秀和
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第８４号
茨城県ひたちなか市高場１丁目９番地２　マルフクコーポ305号
債務者　遠藤　俊男（旧姓矢野）
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第８５号
茨城県ひたちなか市高場１丁目９番地２　マルフクコーポ305号
債務者　遠藤　幸子
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第６１号
埼玉県本庄市若泉１丁目６番18－603号　キャッスル本庄壱番館
債務者　小野　真二
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第７２号
埼玉県熊谷市玉井1421番地９
債務者　高橋　達也
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第７６号
埼玉県深谷市上柴町西２丁目３番地18　深山ハイツ103号
債務者　塩井　幸二
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１５号
千葉県勝浦市松部1127番地の２
債務者　吉野　志摩
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第３５号
金沢市畝田西４丁目３番地１　リヴィエールＡ棟103号、従前の住所金沢市畝田西２丁目67番地３
債務者　結城千恵子
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５８号
石川県河北郡津幡町字太田ア７番地61、従前の住所石川県河北郡津幡町字津幡ニ510番地１
債務者　川島　大樹
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１号
静岡県賀茂郡松崎町松崎65番地の１　Ｊ－スクエア202
債務者　野口　美希（旧姓森・松村）
1　決定年月日時　平成29年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２８年（フ）第２００３号
名古屋市西区貝田町１丁目86番地　市営貝田荘１棟406号
債務者　小出　昭浩
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０２５号
名古屋市中区栄１丁目30番15号　荘苑御園705号
債務者　柏谷　秋輝
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３２４号
名古屋市中村区稲葉地町２丁目１番地　市営北稲葉地荘２棟1011号
債務者　金子英子こと　梁　　英喜（ＹＡＮＧ　ＹＯＵＮＧＨＥＥ）
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３９５号
名古屋市港区泰明町３丁目２番地　泰明南荘２棟704号
債務者　小屋敷博幸
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７２号
大津市一里山１丁目６番16号プランドール瀬田401、前住所大津市瀬田２丁目14番３号
債務者　西口麻里奈
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７９号
滋賀県草津市矢橋町1660　草津総合病院、住民票上の住所滋賀県栗東市綣６丁目12番32－103号
債務者　中村　一博
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８９号
滋賀県守山市勝部４丁目３番11－407号、前住所滋賀県守山市古高町64番地　グローバル守山402号・滋賀県守山市古高町302－２　プランドール201号
債務者　西田　奈央
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
大津地方裁判所民事部